

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

雇用調整助成金・経営の 緊急個別相談会開催のご案内

事前予約制

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける町内の中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、国・県の支援制度を広くご活用いただくため、社会保険労務士による雇用調整助成金等の支援制度の説明及び商工会経営指導員による経営の個別相談会を、下記により開催します。

日 時

第1回 5月29日（金）10：00～16：00

第2回 6月 4日（木）10：00～16：00

会 場

只見町商工会 2階会議室

相 談 時 間	雇用調整助成金：1事業所あたり50分以内
	経営相談：1事業所あたり30分以内
担当専門家	社会保険労務士・経営指導員
申 込 方 法	<u>事前予約制（先着順）</u> 申込はお電話で受け付けております。 TEL0241-82-5240にお電話いただき、ご予約ください。 ※申し込み状況により、キャンセル待ちとなる場合もございます。
必要な書類	○雇用調整助成金について 賃金台帳、出勤簿、労働者名簿等 ○経営相談について 前年の決算書類、今年の売上状況のわかる書類等
そ の 他	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各相談ブースの距離を開ける等の措置を行いますが、マスクの持参等ご自身での予防対策にご協力ください。
主催・問合せ	只見町役場 観光商工課商工係 TEL0241-82-5240

～令和2年度「青少年健全育成モデル事業」募集！！～

申請締切 令和2年7月17日（金）

青少年が自分たちの地域の魅力を再発見し、地域社会との関わりを深め、青少年の自立を育むことを目標に、PTA、子ども会・集落などの地域団体・グループなどが取り組む青少年を交えた社会的活動、文化・体育活動及び広報活動の企画を募集し、優良企画に対して運営支援（広報紙などによる広報・各種相談）及び経費の一部負担を行ないます。なお、企画テーマを設けて募集しています。青少年が以下のテーマに添った活動に、企画から準備、運営までの活動に参加した場合に対象となります。積極的なご応募をお待ちしております。

企画テーマ

- ① 環境に配慮したまちづくり
（例）地域の花植えなどの美化活動
- ② 地域活動、地区行事への参加
（例）祭礼やおんべ、地区スポーツ大会など
- ③ 伝統芸能への参加や文化・技術継承
（例）早乙女踊りやつる細工教室など
- ④ その他
自由な発想によるアイディアで、社会的な問題に取り組み
地域に貢献できるようなもの



以上の企画テーマに沿った事業を募集します。

- 申込要件
- ①只見町内の団体が主催又は共催していること。
 - ②只見町内の小学生以上高校生以下の青少年が5名以上参加すること。
 - ③企画テーマに沿った事業内容であること。
 - ④下記の対象期間内に実施する事業であること。
 - ⑤学校授業以外の活動であること。

- 1 企画実施に要する経費の全部または一部を補助します。（5万円を限度額とする）
※経費負担の対象（次の経費は対象から除きます。）
①食糧費（只見産の食材等、企画テーマに応じたものは該当する）
②備品購入費
③事業の趣旨に該当しない経費
- 2 広報紙などによる広報を行ないます。

- ★提出方法 所定の提案書及び費用概算書（教育委員会にあります）、ほか指示のあった必要書類を事務局（教育委員会）へ提出してください。
※提出書類は返却しません。なお、企画案については公表することがあります。
- ★対象期間 令和2年5月18日（月）～令和3年2月28日（日）
- ★申請締切 令和2年7月17日（金）
- ★補助金額 1団体につき5万円を限度額とします。ただし、申請団体の採用数によっては申請額満額支給されない場合がありますのでご了承ください。
（申請があったすべての企画が審査対象となりますので先着順ではありません。）
- ★選考方法 書類審査（青少年健全育成の視点から総合的に判断します）
- ★選考結果 審査終了後、速やかに申請団体の申込代表者宛に審査結果を通知します。
- ★事業完了後 30日以内に実績報告書を提出していただきます。

■ 資料請求・問い合わせ先 只見町青少年健全育成町民会議事務局
〒968-0421 只見町大字只見字町下2591-30 只見町教育委員会内

TEL 0241-82-5320 / FAX 0241-82-2337 / E-mail : syougaku@town.tadami.lg.jp

広報 ただみ おんらせぽん

第 2 2 3 8 - 2 号
令和 2 年 5 月 2 2 日
発行：只見町
編集：地域創生課
広報広聴係
<https://www.town.tadami.lg.jp/>
E-mail koho@town.tadami.lg.jp



～只見町山菜の福島県モニタリング検査結果～ (R2.5.19 現在)

	品 目 名
出荷制限	こしあぶら
検査済・結果不検出 (出荷自粛要請解除)	ふきのとう、くさそてつ(こごみ)、わらび、ぜんまい、うどん、 たらめ、おおばぎぼうし(うるい)、ねまがりたけ、ふき、 うわばみそう、みやまいらくさ(あいこ)、もみじがさ(しどけ)

〈農 林 建 設 課〉

みんなの伝言板

◆福島県産農林水産物等を販売するオンラインストア出店・出品者の募集について

福島県では、全国の消費者が本県産品の魅力に触れる機会を創出するとともに、生産者や流通事業者等の販路の拡大につなげるため、オンラインストア（Amazon、楽天、Yahoo!ショッピング）における販売促進のための事業を実施しています。

次のとおり、オンラインストアへ出店・出品し、県産農林水産物等に関する販売促進キャンペーンに参加する事業者を募集します。

○募集対象者

福島県内に主たる事業所が所在し、福島県産の農林水産物またはそれを使用した加工品を生産または販売する事業者（農林水産業者、食品加工業者、流通販売業者）

○問合せ先 福島県農林水産部 農産物流通課（TEL 024 - 521 - 7371）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035a/onlinestore.html>

◆南会津警察署より 運転免許証更新業務再開のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として休止しておりました、福島県内の運転免許証の更新業務が、5月18日（月）から再開となりました。

なお、休止期間中に免許証有効期間を延長された方は、次のとおり更新手続きが可能ですのでお知らせいたします。

○更新手続済で講習が未受講の方

南会津警察署へお電話のうえ講習を予約してください。

○更新手続きをしていない方

南会津警察署の窓口で更新手続きを行い、講習を予約してください。

※免許センターでも手続きが可能です。

○高齢者講習未受講の方

最寄りの自動車学校で高齢者講習を受講し、その後警察署窓口で更新手続きを行ってください。

○問合せ先 南会津警察署 交通係（TEL 0241 - 62 - 1140）

受付／平日 午前8時30分～午後5時

町民の皆さまへ

5月15日、政府は全国39県の新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を解除し、同日福島県でも緊急事態措置が解除されました。町民の皆さまには約1カ月にわたり、外出自粛や施設利用の制限にご協力いただき誠にありがとうございました。

しかしながら、新型コロナウイルスとの戦いは長期化すると見込まれており、今後、再び感染が拡大する可能性も十分にあります。緊急事態措置解除は安全宣言ではありません。引き続き基本的な感染症予防対策に努めましょう。県をまたぐ往来は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来は今後も自粛していただくようお願いいたします。また、3つの密を避け、人と人との距離を一定に保つなど、新しい生活様式の定着に取り組みましょう。

緊急事態措置の解除により、公共施設については順次利用制限を解除いたします。保育所は既に11日から再開しており、小中学校は25日から再開いたします。

なすべきことは、一人一人の責任ある行動です。自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が、社会を守ります。この難局を乗り越えていくことができるよう、今後も皆様のお力添えをお願いいたします。

令和2年5月18日

只見町長 菅 泉三雄